



青谷地域版

2007年(平成19年)4月1日～2008年(平成20年)3月31日

平成19年度ごみの収集計画表

ごみの分別区分	1	可燃ごみ	生ごみ、紙くず、布、草木など	週2回
	2	古紙類	新聞、書籍・雑誌、段ボール	月1回
	3	食品トレイ	白色の食品用トレイのみ	週1回
	4	資源ごみ	飲料用、食品用のビン・缶類など	週1回
	5	プラスチックごみ	プラスチックのみでできたもの	週1回
	6	ペットボトル	飲料、酒類、しょうゆ	月2回
	7	小型破碎ごみ	化粧ビン、スプレー缶類、鍋、CDなど	週1回
	8	乾電池等	筒型乾電池、蛍光管、水銀体温計	年6回
	9	大型資源ごみ	扇風機、ガスコンロなど	週1回

※大型資源ごみは、平成19年10月から、戸別有料収集を行う予定です。

●祝日などのごみ収集

可燃ごみ	祝日	収集します。
	年末年始	1月1日～1月3日の間は収集しませんが、12月31日(月)に特別収集します。
ペットボトル	祝日	5月3日(木)は8日(火)に、平成20年3月20日(木)は25日(火)に振り替えます。
	年末年始	12月29日～1月3日は収集しません。
上記以外	祝日	収集しません。 ※9月17日(月)、12月24日(月)は収集します(該当コースのみ)。
	年末年始	12月29日～1月3日は収集しません。

※計画は変更になる場合がありますので、その都度、総合支所だよりでご確認ください。

ごみ収集曜日一覧表

地区	可燃	古紙類	食品トレイ	資源	プラスチック	ペットボトル	小型破碎	乾電池等	大型資源
日置・日置谷・中郷地区		第2水		月			月		
青谷地区	火・金	第2木	火	金	火	第1・3木	金	偶数月第1木	水
勝部地区		第2水							

※古紙類については、希望集落が対象です。

し尿収集について

青谷地域のし尿収集は、許可業者が、毎月定期的に行っています。

くみ取りの依頼や、名義変更などの場合は、右記許可業者までお問い合わせください。

許可業者	ところ	連絡先
キョウエイ	鳥取市気高町 北浜1-53	☎0120-02-0353

お 願 い

- 6ご** **①** 午前8時までに出す。
つみ **②** 収集日以外にごみを出さない。
のの **③** ごみはきちんと分別する。
ル出 **④** ごみを収集する人の安全も考える。
ーし **⑤** 台所の生ごみは水切りを十分に。
ル方 **⑥** 可燃ごみは指定袋で出す。

ごみステーションの管理

ごみステーションの管理は自治会（町内会）などで行うことになっています。事故防止のため、ごみ容器が散乱しないようにするなど適正な管理をお願いします。

ごみステーションの新設や変更

ごみステーションの新設、位置変更、廃止については、代表者が青谷町総合支所市民生活課（☎85-0013）まで届出をしてください。

雪のとき

積雪によって収集車が通れなくなる場合は、大通りなどの収集できる位置にごみステーションを変更して、持ち出してください。

その際は、青谷町総合支所市民生活課（☎85-0013）まで、事前にご連絡ください。

スプレー缶類

収集車内部での火災や爆発の危険があります。必ず火の気のない風通しのよい屋外で穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。

大型資源ごみ

可燃部分を取り外して出してください。※平成19年10月より、鳥取地域にあわせて戸別有料収集を行う予定です。

家電4品目(テレビ・冷蔵(冷凍)庫・洗濯機・エアコン)

購入先もしくは買い換え先の販売店で引き取ってもらうか、直接指定引取場所まで持ち込んでください。

パソコン (パソコン本体・ディスプレイ・ノートパソコン)

各製造業者の受付窓口へ直接申し込み、引き取りを依頼してください。

市で収集できないごみ

- ◎一時多量ごみ⇒引っ越し、大掃除、庭木のせん定などにより一時的に多く出るごみ
- ◎事業所ごみ⇒商店、事務所、飲食店などの事業活動により出るごみ
- ◎排出禁止物⇒自動車などのタイヤ、医療廃棄物、ガス・劇毒物・塗料・農薬などが残っている容器、バッテリー類など



《処理方法》

一時多量ごみおよび事業所ごみ	◎処理施設へ自己搬入する(有料)。 燃える物と燃えない物に分別すること。
	可燃物搬入先 ながおクリーンステーション【気高町八束水2160☎82-1744】 持込時間…9:00～12:00、13:00～16:00 第2・4土曜日は正午まで。第1・3・5土・日・祝日は休み。
	不燃物搬入先 鳥取県東部環境クリーンセンター(リファーレンいなば) 【鳥取市伏野2220☎59-1802】 持込時間…8:30～12:00、13:00～16:00 第2・4土曜は11:30まで。第1・3・5土・日・祝日は休み。
	◎許可業者に収集を依頼する(有料)。 青谷町総合支所市民生活課まで問い合わせください。 ※産業廃棄物は、鳥取県東部総合事務所 環境・循環推進課（☎(0857) 20-3668）へ問い合わせてください。
排出禁止物	販売店や専門店、医療機関などに引取りを依頼してください。

その他注意事項

- ◎小型破碎ごみ、資源ごみ、食品トレーは、袋に入れないでそのままごみ収集容器に入れてください。
- ◎プラスチックごみは二重袋（小袋をまとめてまた袋に入れること）にしないでください。
- ◎注射器、注射針、点滴パックなどを出さないでください（排出禁止）。